

Title	驚ペンの闘士ミルトン
Sub Title	John Milton, Goose-quill Agonist
Author	広本, 勝也(Hiromoto, Katsuya)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2007
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション (Language, culture and communication). No.38 (2007. 3) ,p.103- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20070331-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鷺ペンの闘士ミルトン

広本勝也

序

Christopher Hill の『イギリス革命』(*The English Revolution 1640, An Essay*, 1940)によれば、イギリス革命は、進歩的なジェントリー、新興の商人、職人などのピューリタンが、資本主義的活動を拡大するため、旧秩序の担い手である国王および貴族と対立して始まった。封建秩序は、中流階級の商人にとって経済的成長の桎梏となり始めていたが、彼らが経済的な要求を実現するためには、政治的な支配権を獲得する必要があった。王室の財政が逼迫し、貴族の財産が減少傾向にあったのに対して、ジェントリーや商人などの資産は増えていた。彼ら中間的な社会層は裕福になるにつれて政治的な要求を提起するようになったが、政治権力をめぐる争いは、宗教的な問題と結びついていた。かくて国王に対立する諸勢力は、その内部に様々な分裂の可能性を含んでいたが、少なくとも国王の権力の制限とイングランド国教会の根絶という主要な目標のなかで、プロテスタントの共同戦線を組むことができたのである。¹

一方、E. W. Ives 編『英国革命 1600-1660』(*The English Revolution 1600-1660*, 1968)は、当時の富と権力の分配に関して不透明な部分が多いという認識から出発し、イギリス革命が必ずしも歴史的進歩の法則に合致していない、と論じている。同書によれば、国王による地方行政の失敗、宮廷内部の派閥争い、国民の大半が無関心だったこと、議会派・国王派のどちらに加担するかが地方的・個人的な利害に結びついていたこと、その結果、革命はアメーバ的な運動を形成し、収縮と拡散を繰り返したと考えられる。²

その後、ヒルは『ミルトンとイギリス革命』(*Milton and the English Revolution*, 1977)を著わし、そのなかでイギリス革命が宮廷文化と正統派ピューリタンの地方文化という二大範疇の相克から生じたが、さらにその背後に15世紀以降の民衆的な異端文化という第三範疇が存在することを指摘している。内乱を宮廷と地方の分裂に起因させるヒュ

ー・トレヴァー＝ローパーなどの見解を取り入れ、ヒルは以前の古典マルクス主義的な階級対立の概念を幾分修正し、柔軟性と多様性を含みつつ、新しい解釈を提出している。そして、ミルトンは正統的なピューリタンと異端的な下層市民の中間に位置し、「急進的なプロテスタントの異端」として民衆的な思想を取り入れているという。³

これに対して、Austin Woolrych は述べている。「ヒルは、(宮廷と対比される)『地方』の伝統的な清教徒文化と、レヴェラーズ(水平派)やディガーズなどの急進派に体现される、様々な庶民的・異端的な文化にミルトンを引き寄せて論じている。……しかし、ミルトンの急進主義は多くの下層階級の革命家とは質的に著しく異なっており、概して他の思潮の源泉を汲むものである。彼は徹頭徹尾エリート主義的な思想家であり、ディガーズの共産主義や第五列柱派の粗雑な神政政治の理論に程遠く、レヴェラーズの民主主義にも共感するところがなかった。⁴

また、Andrew Milner もヒルに対して反論している。「ミルトンの社会的な位置は、ブルジョア的な独立派である。下層階級の要求を政治的に正しく反映し得たのはレヴェラーズだけだ。ミルトンの政治的な信念はレヴェラーズではなく、独立派の政策を表明している。彼は非民主的な選挙制度やアイルランド侵入を支持し、カトリックに対する非寛容を明らかにしている。ヒルはミルトンを急進派の同調者と見ているが、ミルトンは社会的にはブルジョアであり、政治的には積極的に政府に関与しており、『周辺の』な思想家ではない。長老派の半ば封建的な思想、レヴェラーズのユートピア思想の両方に対立して、ミルトンは独立派の立場を取り、イギリス・ブルジョアジーの革命的な部分の合理主義的な世界観と同じ性格を共有している。⁵

さらに、John T. Shawcross も、ヒルの見解との違いを示している。「ミルトンの心理的な性格は反逆的ではなく、父・神に対する受容・模倣・服従に基づいていると考えられる。偽りの父祖たち、虚偽の神々は存在するが、正しい行為は、正しい理性からのみ生じる。……ミルトンの急進思想の多くは至福千年のヴィジョンにあり、それが数多くの論文や詩の中心になっていて、ミルトンをいかに読むかというクリストファー・ヒルのきわめて影響力のある修正主義の源泉にもなっている。」「わたしはミルトンが、急進思想の運動家たちと関連づけられる幾つかの信念を鼓吹しているという理由で、彼を急進派とみなす研究の動向には賛成できない。たぶん、わたしにとって分水嶺となるのは、ミルトンがすべてのヒエラルヒーや大衆に対する法的な規制を排除しているわけではないという点だ。彼はあまりにもしばしば烏合の衆(rabble)を退け、あまりにも個別性を強調しており、ある種の原型的マルクス主義のような存在のなかに彼を位置づけることができないのである。⁶

17世紀イギリスのピューリタン革命で、ジェントリー・商人・職人などの清教徒の要求を政治的に集約した中心的な勢力は、長老派および独立派だった。独立派は、上院の廃止、王政の廃絶、共和政の樹立などで主導的な役割を果たしたが、長老派の不信と急進派の攻撃にさらされて、その11年間の統治はきわめて不安定なものだった。

このような政治状況のなかで、ミルトンは、聖書の独自の解釈に基づく神の掟と人文主義的な教養に基づく自然の法則を同一視し、市民社会の法則や国家の法律よりもそれらを優位に置く清教徒だった。当初、彼はイングランド国教会内部の改革派だったが、高位聖職者の世俗化と階層制を批判し、1642年には長老派を支持するようになった。長老派の教会政治の方が国教会よりも合理的で、平信徒の参加し得る範囲が大きいと思えたからである。『主教制度に対して推進されるべき教会統治の理由』(*The Reason of Church Government Urged against Prelaty*, 1642)で、彼は「長老派こそ唯一の真の教会である」と言明している。しかし、『離婚の教義と規律』(*Doctrine and Discipline of Divorce*, 1643)の出版に関する長老派聖職者からの攻撃と、それに応える『アレオパジティカ』(*Areopagitica*, 1644)の反論によって長老派との対立を深めた。1644年11月以降、彼はプロテスタントの各教派が独立した教会組織を持つべきだとの信念から公然たる独立派となり、1649年には国王の処刑に賛成する。しかし、その後、彼は聖書の教えを理解する自己の能力を信頼し、神と自己との間に牧師や教会などの仲介者の存在を認めるべきではないとの立場から、ついにはいかなる宗教的セクトの教義も支持し得ず、長老派や独立派と決別し、どの教派にも属さぬプロテスタント個人主義に行き着く。⁷

本稿では、諸家の意見を参考にしながら、まずイギリス革命と共和政の概略をたどり、次にその政治過程におけるミルトンの生活・思想・役割について考えてみることにしたい。

I. 議会派と国王派

最初に、内乱が勃発する前のスチュアート朝の富と権力の分配をめぐる政治・宗教的な背景について見ておきたい。チャールズI世が即位したのは1625年であるが、それよりもはるか以前、1600年代初頭、ジェームズI世の時代に、すでに長い間の物価の上昇による宮廷財源の枯渇、貴族所有の土地の減少とジェントリーの勢力の伸張が見られ、地主階級の郷紳たちは下院での発言権を増していた。1628年、サー・エドワード・クックを中心に、議会は国王に「権利の請願」を提出し、チャールズはこれを承認した。このため国王は議会の承認なしに、税金・贈与・公債を強制できないこと、正当な理由・法律に基

づく裁判なしに投獄してはいけないことなどが定められた。さらに、ジェームズ朝以来権力を掌握し、私腹を肥やし続けてきた国王の寵臣バッキンガム公ジョージ・ヴィリアーズが、その数カ月後に暗殺され、議会の勝利に拍車がかけられた。1629年3月2日、議会は閉会しようとした議長を押さえつけ、国王批判の決議文を通過させた。「カトリック教やアルメニア主義を鼓吹したり、議会の承認なくトン税・ポンド税の徴収を勧告する者たちは、この王国および共同体の主たる敵とみなされる」という内容だった。

その後11年間、チャールズは議会の協力なくイングランドを統治したが、国王には個人的な専制支配の熱意も精力もなく、実質的に政権を掌握していたのは枢密院だった。その中の実力者はウェストン大蔵卿、ロード大主教、ストラッフォード伯トマス・ウェントワースなどだった。派閥争いはあったが、バッキンガム公時代の腐敗に歯止めが掛かり、政権の運営が以前よりは効率的になった。しかし、依然として、国王の歳入の半分以上が宮廷を維持するために使われ、宮廷と地方の疎遠な状態が拡大していた。国王は大主教など高位聖職者の権限を支持し、後者は前者の王権神授説を実質的に絶対主義的な教義に変えていった。

Lawrence Stone が分析しているように、1640-42年の社会・政治的な崩壊には、三つの主要な原因がある。君主制に対する国民の敬意・忠誠心の低下、既存の教会制度のなかにカトリックを除くすべての宗派を包含し得なかったこと、そして世襲的なエリートである貴族が政治的な統率力を失い、イニシアティブを郷紳たちに委ねたこと——などである。⁸

1638年、チャールズはロード大主教の助言により、スコットランドの教会制度の改革に着手し、教会で用いる祈禱書を指定し強要した。が、長老派信者の多い同地方で住民たちの反発は強く、貴族・牧師・有力な市民が中心になって国民盟約を結び、祈禱書の拒否と主教制度の廃止を決め、イングランドとの間に戦いが始まった。チャールズは討征軍を送るために軍事資金を必要とした。アイルランド議会の18万ポンド、聖職者会議の12万ポンドに加えて、イングランド議会から84万ポンドの戦費を調達しなければならなかった。国王はストラッフォード伯の進言に従い、1640年4月13日、これまで11年間開かれなかった議会を召集してその承認を求めた。が、議会の協力が得られないことが明らかになり、開会后わずか3週間足らずで閉会することになって、「短期議会」と呼ばれている。

同年10月26日、国王はリボンで不名誉な停戦条約を結んだ後、スコットランドとの戦いを続行するための資金を獲得する目的で、11月3日、「長期議会」と呼ばれることにな

る議会を新たに召集した。下院議員ジョン・ピム——署名に際して、他の議員が姓名を共に書くのに対して、姓のみを記したために「国王ピム」と通称された——は「ストラッフォード伯を初めとする国王の側近たちが『基本法』に反しており、処罰されるべきである」との意見を陳述した。同伯は直ちに弾劾され、拘禁されて処刑場送りとなった。ロード大主教も逮捕され、ロンドン塔に送られた。国王の他の側近たちも処罰されたり、国外に逃亡し、チャールズには政局に対処する術がなかった。「改革は進む……熱の冷めることなく」と、議員たちは意気盛んだった。⁹しかし、これら地方議員たちは革命的な精神の持ち主ではなく、だいたいのところ保守的だった。チューダー朝から継承されてきた「均衡の取れた政治」を、チャールズが大陸的な絶対主義の方向に傾かせてしまったが、彼らはその均衡を回復し、立憲君主制の方向に押し戻すことを望んでいた。¹⁰

状況を緊迫させたのは、1641年10月アイルランドのアルスター地方で起こった住民たちの暴動だった。それが周辺に波及し、多くの清教徒たちが殺害された。暴徒たちはチャールズが、新教派の財産没収について認可を与えたという出鱈目な情報を流したために、国民の間で国王への不信感が募った。イングランド議会は新たに軍を組織し反乱を鎮圧しなければならなかったが、その軍隊が国王によって別の目的——議会派の弾圧に使われるのを恐れた。そこで11月8日、ピムは「国王の選ぶ顧問官や大臣が、議会の承認を必要とする」という議案を通過させた。その2週間後、159対148というわずか11票差の賛成多数で、「大諫議書」(Grand Remonstrance)が可決され公布されるに到った。名目上、国王に宛てられた文書であるが、過去15年間に顧問官たちが誤って執り行った政治的な罪を告発する内容だった。こうして、議会は国王の特権に対する攻勢を強めていき、これを境に、国王から軍隊の統制権を奪うべきかどうか、主教制度を完全に廃止すべきか否か——などをめぐって、スチュアート朝の支配階級が国王派か議会派のどちらかの陣営に引き寄せられていくことになった。

しかし、大半のイギリス国民は両派の対立が先鋭化していくにつれて、内乱への突入が回避されることを望んでいた。政治的な発言権を持つ市民の多くは、できれば中立的な立場を維持したいと思っていた。だが、両陣営にはそれぞれ強硬な姿勢を崩さない人々——一方には、議会派を単なる暴徒とみなす旧世代の国王派、他方には、立法権・行政権の双方の掌握を意図する急進的な議会派がいて、一般市民は両極端の組織的行動や画策に巻き込まれていった。

1642年1月10日、チャールズは王妃マライアが、同盟国の支援や軍需品について交渉するためにヨーロッパに旅立つのを見送るためロンドンを離れ、ケントに向かっ

た。3月5日、議会はアイルランドの反乱を取捨するために編成される新規の軍隊に関して、議会在統帥権を持つことを定めた「民兵条例」(Militia Ordinance)を通過させた。さらに6月1日、議会は、ヨークに移住していた国王に対して「提案19条」(Nineteen Propositions)という事実上の最後通牒を提示した。すべての行政権、反カトリック的な宗教政策、高官任命の議会の承認などに関するもので、当然のことながら国王はこれを拒否し、和平交渉の余地がなくなった。

こうして両陣営は夏の間に体勢を整え、議会派はエセックス伯が1万人の兵士を指揮下に置いた。一方チャールズは、8月22日ノッティンガムに親族や支持者の貴族たちを集め、甥ルパート王子を騎兵隊司令官に任命して軍旗を挙げて、ついに内乱が始まった。議会派は東部・南東部の大半を支配し、国王派はウェールズと西部を掌握した。最初の大きな戦いがウォーリックシャー州エッジヒルであり、両軍共少なからぬ被害を受けた。その後、エセックス伯側がロンドンへ引き上げると、ルパート王子側はオックスフォード市へ移り、同市が国王派の拠点となった。1643年の軍事作戦が終わると、国王派は国土の4分の3を支配するに到り、議会派は巻き返しを図るための努力を強いられた。そこで後者は土地への課税と物品税という新しい二つの税制を導入し、9月25日スコットランドとの「厳粛同盟」(Solemn League and Covenant)を結んだ。議会は、イングランドおよびウェールズでの長老主義による教会制度の強化とスコットランドへの月額3万ポンドの助成金の支払いを確約した。12月8日ピムが病気で亡くなり、議会は戦争をどこまで推し進めるかに関して、マンチェスター伯を代表とする和平派とクロムウェルなどの主戦派に意見が分かれた。

1644年1月スコットランド軍がイングランドに侵攻し、7月マーストン・ムーアの戦いや国王派の駐屯地ヨークの陥落を経て、議会派のなかで主戦論が支配的になってきた。1645年2月ニューモデル軍が編成され、フェアファックス伯が司令官に着任した。1645年4月「辞退条例」が議会を通過し、エセックス伯とマンチェスター伯は解任され、クロムウェルがフェアファックス伯の副司令官になった。6月14日ノーサンブトンシャー州ネイズビーで、内乱が始まって以来最大の戦闘があり、議会派は兵士数でまさっていただけでなく、クロムウェルの騎兵隊が猛攻した結果、勝利を収めて、1年後、戦争を終結に導く転換点となった。翌年9月ルパート王子の支配していた港湾都市ブリストルが陥落し、1646年7月オックスフォードが明け渡されて、チャールズはノッティンガムシャー州東部ニューアーク・アボン・トレントに逃れた。国王はスコットランドに保護を求めたが、スコットランドは議会派との交渉を進め、40万ポンドと引き換えにイングランドか

ら退いて、国王を議会派に引き渡すことに同意した。

しかし、議会派は保守的な長老派（＝下院の多数派）と進歩的な独立派（＝ニューモデル軍）に分裂した。論争の焦点は、①政治的な問題、すなわち国王との関係、②宗教的な問題、すなわち教会を国家的に統制するか、良心の自由を認めるか——であった。1647年初頭、議会は軍の大半を解散し、残りの部隊をアイルランド再征圧のために派遣しようとして、軍の怒りを買った。この年の半ば頃、軍は公然と長老派議会に反旗を翻し、各連隊から選出された2名の将校と2名の兵士によって構成される全軍評議会を作り上げた。だが、進歩的な軍の内部でも、国王の条件付き復位を認めるアイアトンなどの首脳部と、国王との交渉をすべて止めさせようとする急進派のレヴェラーズに分かれ、その決定的な対決は、10月から11月にかけて、サリー州の教会で開かれた集会——「パトニー討論」（Putney Debate）で起こった。「軍政官」（Grandees）と呼ばれるクロムウェルなどの司令官や高級将校は、普通選挙を求めるレヴェラーズの論争家＝「扇動者」（Agitators）の提案を、軍の当面する現実的な問題とかけ離れているという観点から退け、ニューモデル軍の団結を維持することに努めた。

一方、国王チャールズは、ノーサンプトンシャー州ホームビーに捕らわれの身となった後、サフォーク州ニューマーケットに移された。そこで議会派内部の分裂が拡大するのを期待しながら、彼らとの交渉を引き延ばしているうちに、スコットランドの援助を取りつけ、1647年11月ワイト島カリスブルックに逃亡した。翌年、国王はスコットランドとの間に、致命的な賭けとなる「和解条約」（Engagement）に署名した。

1648年春、中央議会および軍の支配への反発から地方での国王派による蜂起があり、第二次内乱が始まった。南ウェールズ、ケント、イースト・アングリア、西部および北部ヨークシャーなどに戦火が広がった。さらに、ハミルトン公に率いられたスコットランド軍がイングランドに侵出し、戦いが続いたが、8月同軍はプレストンで壊滅的な打撃を蒙り、事実上内乱は終わった。

それでも、国家の混乱が收拾されたわけではなかった。選択肢は二つしかなかった。平和と秩序を回復するために、国王の望む条件のもとに君主制に復帰するか、「すべての争いの元凶」である国王を排除し、いまだかつて試みられたことのない立憲政体の実現に向かって乗り出すかである。議会の両院における多数の穏健派や長老派は、国王との和解の道求めた。一方、軍は共和政の確立を求め、国王との取引は賢明ではないとの考えに固執した。1648年12月トマス・ブライド大佐は、軍に対立する議員を下院から追い出した。その結果、約470名の議員のうち、約270名が排除された。この粛清から国王処刑までの

期間、残った議員のうち約 100 名は登院せず、議会に出席した議員は 80 名前後で、「残部議会」(Rump Parliament) と称された。

1649 年 1 月 20 日、独立派の残部議会は、イギリス国民を内乱に引き込んだ国王の責任を問うために、ウェストミンスター・ホールに高等裁判所を設置した。言うまでもなく、チャールズは、この裁判の合法性を認めなかった。「国王の地位にある者が、自分にまさる地上のいかなる司法権によっても裁かれることなどあり得ない。だが、それは王個人の事由ではなく、イギリス国民の自由にとってそうなのである。」1 月 26 日、死刑が宣告されたが、残部議会が王位継承の廃止に関する法令を可決するために、処刑は 1 月 30 日まで延期された。同日、冬晴れの日差しを浴びながら、チャールズはホワイトホール饗宴館の中央ドアからその前の広場に進み出て、断頭台に頭を載せた。2 時 4 分に斬首——見守っていた群衆に静寂が襲った。

II. 国王空位時代

国王および上院が不在となり、1649 年から 1653 年まで、イングランドでは長期議会の残留組、すなわち残部議会が立法・行政の最高機関となった。ローマの共和政議会になぞらえる議員もいたが、長期的な見通しもなく、次々に生起する問題に一時しのぎの対応を迫られるのが実情だった。例えばアイルランドの征圧、スコットランドへの侵攻に要する軍事費を賄ったのは、王室・教会・国王派貴族の土地の売却だった。その間、1649 年 2 月 5 日チャールズ II 世はスコットランドで戴冠し、イングランドでの政権の奪回を試みたが、1651 年 9 月クロムウェルの軍隊にウスターで惨敗を喫し、かろうじてフランスへ逃亡し命をつないだ。さらに 1652 年初夏オランダとの間に戦争が勃発し、イングランドの海軍は敵国に多大の損失を与え、オランダの通商貿易を寸断した。

一方、残部議会は、政治家の私欲や利権争いの場と化し、軍部の不満が募っていった。1653 年 4 月、宗教的な熱狂者トマス・ハリソンや将校ジョン・ランバートなどに促され、クロムウェルは議会に押しかけて、短いスピーチをした後、マスケット銃兵に命じて議員たちを議会から追い出し、ドアに鍵を掛けた。

この後、クロムウェルと軍政官評議会は新たな最高の統治機構として、宗教的な使命感を持つ 140 名を選び、指名議員から成る議会の召集を決定した。クロムウェルは国民に対して精神的な再生を求め、進行中の改革が神の預言と約束に従うことだと力説し、大衆に政治的な教育を施そうとした。だが、この「指名議会」すなわち「ベアボーンズ議会」

(Barebone's Parliament) は、多数の穏健派と少数の急進派に分裂し、後者はコモン・ローの廃止、十分の一税や教区聖職禄の廃止など、急進的な政策の実現をねらっていた。そのため議会の穏健派は5カ月間の会期の後、1653年12月、統治権をクロムウェルに委ねることに決めた。

こうして長期議会が最終的に解散され、クロムウェルは、ランバート少将の提案になる「統治章典」に基き、護国卿 (Lord Protector) に就任して、同少将に率いられる文民・軍人双方を含む國務会議に行政権を与えた。また、議員が少なくとも3年に1度、選挙権を持つ土地所有者によって選出されることになった。いわば「護国卿・國務会議・議会」は、「国王・枢密院・議会の修正版」だった。¹¹ クロムウェルは宗教的な原理主義者や社会的な急進派による脅威を抑え、伝統的な政治形態に戻りながら、「同意による統治」('a government by consent')¹² を行うように努めた。職業的な軍人でありながら、地方郷紳でもある彼は、中央政府の軍政官と地方のジェントリーという二大勢力の融和を図りつつ、カリスマ的な指導力のもとに政治的な安定性の維持に努めた。

ところが、1659年9月クロムウェルが59歳でとつぜん病没し、息子リチャードが護国卿職を引き継いだ。が、わずか6カ月で引退した。彼は統率者としての父親の技量を欠いており、軍の上級士官たちの内紛を抑えることができなかった。1659年4月に復活した残部議会は、10月以後、軍との間に軋轢が続き、イギリスは国家の統制力を失った。この空隙のなかで、クロムウェルの信任の厚かったマンク将軍 (George Monck) が、何よりも政治的なアナキーに終止符を打つために秩序の回復を求めた。自由選挙が実施され、王政復古への道が確定した。1660年5月29日、チャールズII世が貧困と冒険の年月を経て、ロンドンに帰ってきたとき、清教主義に基づく内乱および空位時代の成果は、国王を迎える国民の祝賀ムードのなかに瓦解していった。

Ⅲ. 革命期のミルトン

イギリス革命を通じて、ミルトンは国教会内部の改革派から長老派の支持者となり、さらに独立派を擁護するが、最終的にはどのセクトにも距離を置くようになった。彼は革命の時代を通じて、権力の担い手が絶えず推移するのを見守り、指導部の政策と自分の抱く理念との乖離を意識して、為政者への提言を婉曲に試みながらも、妥協の道を模索する方法を取った。この間、彼が譲ろうとしなかったのは、王政の廃止と良心の自由という政治と思想の自由に関する二大原則である。

内乱を左右したイデオロギー的な対立の一つとして、最も重要なものは「寛容論」である。リルバーンなどのレヴェラーズにとって、宗教論争よりも世俗的な改革に関する具体的な政策の方が重要課題であり、ロジャー・ウィリアムズやクェーカー教徒などと共に全面的な寛容論を主張した。一方、長老派は国家の統一的な教会に対する分裂組織の増大を招く恐れがあるとして、これに強く反対した。ミルトンは、プロテスタント内部における理論的な対立と論争が真理を明らかにし、虚偽を追放するという観点から、全面的な寛容論に賛成した。だが、宗教における伝統・儀式・偶像を許容せず、カトリックに対する寛容には反対した。寛容論に関して、彼の立場はレヴェラーズと長老派の両極端の間にあり、穏健で良心的なプロテスタントとしての徹底性と基本原則への固執を示している。

革命派内部で論争を引き起こしたもう一つの問題は、十分の一税に関する対処の仕方だった。教派によって意見が様々に分かれ、長老派やクロムウェルを含む一部の独立派は、牧師の生活保証の必要を認めて、国民からの徴収に賛成した。だが、レヴェラーズは十分の一税が貧困層の家計を圧迫している現実を見て、これに不賛成だった。ミルトンも十分の一税に反対したが、経済的理由からではなく、宗教・道徳上の理由から異議を唱えた。彼は俸給生活者となった牧師が、知的な自律心を失くしていること、そしてそこにモラルの低下が見られる事態を嘆いたのである。

(1)

チャールズ I 世とイングランド国教会の主教たちは、長老派 (= カルヴァン派) の議会と対立して、政治・宗教上の決定機関として国家という上部構造を支配するために、共通の利害関係によって結ばれていた。政治は教会政策と密接なつながりを持っていたので、宗教的な改革は政治的な改革と連動していた。教会指導者の専制主義は、宮廷の専制主義および清教徒たちへの厳しい迫害という現実と並存し、人間的な感情や穏健な寛容派にとっておぞましく、賢明な者たちの恐怖と不信感を掻き立てたのである。

1641 年、ミルトンは自由の大義を推し進め、国家の利益に貢献する最初の散文作品を公けにした。『イングランドにおける教会規律の改革、並びに現在までそれを妨げてきた諸原因について』(*Of Reformation touching Church Discipline in England, and the causes that have hitherto hindered it*) は、論争的なパンフレットというよりも歴史を検証する論文であり、全 2 巻から成っている。その目的は、主教制度が市民的自由にとって必然的に有害である、という主題を提示することだった。ミルトンが国教会に反対した理由は、① 主教の世俗化 (名誉・昇給に伴う欲望)、② 教会の貴族的な階級組織、③ 形式的な規則へ

の拘泥、④主教が聖書を真理の源泉として探究するのではなく、古臭い伝統の衣と博引傍証の重荷のなかに埋没していること——などであった。

次いで1642年、『教会統治の理由』(*The Reason of Church Government*)という2巻の書物では、国教会で主教・司祭・執事という三つの身分に応じて、靈的な権限が与えられているのは、聖書の記述を根拠にしているのか、それとも神の定めと無関係に創り出されたものなのか——などについて論じている。そして、主教が議会の決めた法規を踏みにじり、国王の威信を傷つけていると述べて、国王よりも主教制度を直接的な攻撃対象としつつ長老派を擁護している。

当時、国王派と議会派の対立は、日増しに不穏な様相を呈し始めていた。1642年2月、主教たちを上院から追放する法案が可決され、政治的な騒擾がロンドンを席捲しようとしていた。このような状況のなかで、ミルトンはオールダズ・ゲイトで二人の甥——11歳のジョン・フィリップスと12歳のエドワード・フィリップスに教育を施していたが、些細な運命の力に操られたかのごとく、個人的にも社会的にも意外な出来事に見舞われる。

5月29日頃、彼は公証人で自分と同名の父(John Milton, 1562?–1647)の用事と休暇の息抜きを兼ねて、オックスフォードを訪れることにした。父親は、リチャード・ポウエルという国王派の治安判事に300ポンドを貸付け、年間8パーセントの利息として24ポンドを得ていた。ポウエルは郷紳でカントリー・ジェントルマンだった。その大邸宅はオックスフォード市から東へ約4マイル、王室所有の森ショットオーヴァー近くの田舎町フォレスト・ヒルにあった。¹³ ミルトンはその支払いが滞っていたので、取立てに出向いたのである。クルミの木がここかしこに立ち、^{ホーソーン}山査子の生垣に囲まれたポウエル家には、10人ほどの子どもたちがいた。14の部屋があり、^{ステイル・ルーム}酒類・食品貯蔵室があって、大きな暖炉や上に突き出た煙突を備えた素敵な台所のほか、酒の蒸留室、チーズ製造室、毛織物工房などもあった。一家は2台の四輪大型乗合い馬車、1台の四輪大荷車、4台の二輪荷車などを持っていた。アンティークの日時計があり、テラスの石段を降りると、庭には魚の遊び泳ぐ池があった。男たちのための芝生のボーリング場や子どもたちのための^{クロース}運動場もあった。経済的には必ずしも裕福ではなかったが、食べ物や飲み物はふんだんにあり、音楽を愛する彼らは楽器を演奏し陽気に騒いだ。このマナー・ハウスの外には大きな石があり、家の中で喫煙が禁じられていたので、訪れたミルトンがここに座って、パイプをくゆらしたと伝えられている。¹⁴

33歳のミルトンは、その家の長女で17歳のメアリに会ったとき、すぐに好きになってしまい、程なく結婚を申し込んだ。メアリの方は、自分の年齢の倍ほどもあるこの男に魅

力を感じたかどうかは分からないが、熱意に押されて承諾することにした。リチャード・ポウエルが結婚持参金として千ポンドの支払いを約束したが、それが実行される見込みがないことを、ミルトンは予測していたようである。式は家のすぐ近くの野原を越えたところにある、教区教会 St. Nicholas Church（別名 Forest Hill Church）の礼拝堂で挙げた。ノルマン式からイングランド式への推移期の石造建築で、境内にはヒイラギ、イチイ、枝垂れ柳が植えられていた。¹⁵

John T. Shawcross は「心理的に考えて、ミルトンが一目で恋に落ち、求婚した後、メアリの同意を得て、あまりにも大きなその後の結果について予期しながら、明確な決断を自分で下したとは考えられない」という。「これは両者の父親たちの取り決めによる結婚であるが、この種のお見合いは特例というわけではなかった。」¹⁶ 一方、A. N. Wilson は「これがいかなる意味でもお見合い結婚だったとか、ミルトンがメア리를『買い取った』とか推測する理由などまったくない。考えられるのは、すこぶる単純でロマンチックな出逢いだった、ということである。ミルトンは心底夢中になってしまい、たぶんメアリも彼に対してそうだったのだ」と想像を巡らしている。¹⁷

ともかく、ミルトンは花嫁を連れてオールダズ・ゲイトに帰り、そこで数日間、花嫁の親族や知人とともに新婚の祝いが催された。やがて親しい仲間が去り、メアリはひとりだけ取り残された。オックスフォードの家では、多くの人たちの集いがあり、ダンスや音楽などのにぎやかな楽しみがあった。自由気儘に育ってきた彼女にとって、学究的な夫との暮らしは窮屈で質素であまりにも侘しかった。また、夫に指図されながら、給料なしのメイド代わりに使われるのは嫌だ、という気持ちがあったかもしれない。1, 2 カ月ほど経ち、メアリは気持ちが落ち着かなくなり、ついに、9月下旬のミカエル祭までには帰るという約束のもとに、母親に連れられて里に帰ることになった。

ロンドンでは、二人の甥に加えて、友人の子息たちが私塾の生徒として寄宿するようになり、さらにミルトンの父親も一緒に住み始めた。が、新妻の方は、戻るように促す夫の度重なる手紙にもかかわらず、返事すら寄越さないのであった。そこでロンドンに連れ戻すように、フォレスト・ヒルのポウエル家に使いが遣られたが、そっけなく追い返され、メアリは親の元に留まったまま月日が過ぎ去った。このように見捨てられたミルトンは、自分の判断の甘さ・愚かさに気づかざるを得なかった。

1643年7月、ウェストミンスター宗教会議が初めて開かれ、イングランド国教会に代わる教会の形態・教義・規則について討議された。9月イングランドの長老派議会とスコットランドの盟約派の間で「厳粛同盟」が結ばれ、全土が内乱の暗雲に覆われていた。し

かし、国王派は、北部ではファーディナンド・フェアファックス、西部ではサー・ウイリアム・ウォラーのそれぞれ指揮する議会派の軍隊に対して勝利を収め、国王を支持して意気の高揚していたポウエル家は、議会派のミルトンとの対決姿勢を強めたようである。

ミルトンは実家に帰ったまま戻ってこない妻をあきらめ、結婚の絆からの解放を求めて、『離婚の教義と規律』(*The Doctrine and Discipline of Divorce*)という論文を執筆し、1643年8月初版を刊行して、1644年2月には、議会およびウェストミンスター宗会議への献辞をつけた増補版を出した。離婚について、個人的な事情がその背景にあったことは確かであるが、公的な政策の観点から議論が展開されていることが注目される。彼は長老派の議会や聖職者たちが、国家の改革に取り組んでいる時に、「家庭の自由」という問題についても考慮することを望んだ。「夫が男性としての威厳を失い、家庭生活で隷属的な状態を強いられるのであれば、大いに称賛されている公的な裁判の自由はたいした意味を持たない」というのが著者の意見だった。ところがこの論文が、長老派牧師に攻撃されたため、同年7月、ミルトンは散文の著作『離婚に関するマーティン・ブーサーの判断』(*The Judgement of Martin Bucer, Concerning Divorce*)、翌年3月『^{テトラコードン}四絃琴』(*Tetrachordon*)、『^{コラスティエーリオン}懲罰鞭』(*Colasterion*)で反撃を試みた。これら4編で一組となる「離婚論」の間に、1644年6月『教育論』(*Of Education*)、11月『アレオパジティカ』(*Areopagitica*)なども執筆された。

1644年6月、下院は印刷に関する規制のための法律を可決したが、星室庁裁判所の検閲制度を復活させ、長老派議会の方針に合わない語句や言い回しで書かれた文書を排斥しようとするものだった。そこでミルトンは『アレオパジティカ』で、このような出版規制を批判し、「離婚論」に対する中傷に反駁して、「真理を虚偽に対して公然と闘わせよ」と主張した。書名は古代ギリシャの評議会が開催されたアクロポリス近くのアレスの丘、アレオパゴスに由来するものである。ミルトンはイギリス議会をこの評議会になぞらえ、上院・下院の議員たちに呼び掛け、「この世に書物を葬る検閲官が存在するとすれば、それは真理を措いて以外にはない」と陳述している。

(2)

1645年メアリ・ポウエルは、セント・クレメント教会構内に住む、ミルトンの弟クリストファーの義母ウェバー夫人のもとにしばらく仮寓していた。たまたまそこを訪れた詩人は、思いがけなくメアリに再会することになった。ミルトンは別居中の自分の妻がこんなにも美しかったのかと驚き、許しを乞う彼女の手を取って、すぐさま和解に応じた。い

まや 21 歳のメアリは、17 歳の拗ねた少女の固さが取れ、成熟した女の魅力に輝いていた。翌年、最初の子どもアンが生まれた。同居中のミルトンの父が亡くなり、身を寄せていたポウエル家の親族たちも、オックスフォードの住まいに戻った。1647 年、ミルトンはホルボーンに引っ越した。前よりも小さな家で、裏側がリンカーン法学院の庭に面しており、そこで紳士の子弟たちの教育を引き受ける私塾を続けた。翌年、次女メアリが生まれた。

ミルトンは社会の動きを静かに見守っていたが、「離婚論」出版後の反響を機に長老派と同調するのを止め、独立派を支持するようになっていた。捕らわれた国王を裁判にかけるかどうかが問われる状況のなかで、1649 年 1 月 20 日チャールズの裁判が始まった。国王は「地上のいかなる司法権も国王を裁くことはできない」と抗議し、処刑されるまで常に勇気と威厳を失わなかった。国王を裁判にかけ処刑するという、未曾有の事件に国民は戸惑い深い衝撃を受けた。人々の間に呼び起こされたチャールズに対する同情や畏敬と相俟って、国王派の攻撃が活発になった。

ミルトンは共和政を肯定する立場に立って、国王の廃位と処刑に賛成する意志を表明し、『国王と為政者の在任権』(*The Tenure of Kings and Magistrates*, 1649) を書いた。1 月 30 日に国王が処刑され、その約 2 週間後、2 月 13 日に出版されたが、処刑以前に執筆されたと考えられる。このパンフレットは国王チャールズに対する個人攻撃ではなく、専制政治一般について述べ、長老派の変節と誤謬を示し、邪悪な政治を裁くのが神の御心にかなうことを明らかにしていた。人間は神の似姿として造られ、生まれながら自己を統御する権利を持っている。国王に市民を統治する権利を委ねたのが市民である以上、市民の自由を束縛する国王を倒してならないとする理由はない、とミルトンは弁じた。彼はアリストテレスを初めとするギリシャ・ローマの著述家、教父や神学者たち、政治理論家、聖書などに基づいて議論を進め、王政の起源・機能、市民の自己統治の権利について、人文主義的で世俗的な論理を展開することに成功している。

この書に示された共和政擁護の熱情を評価されて、ミルトンは 1649 年 3 月、「国務会議のための外国語秘書官」(*Secretary for Foreign Tongues to the Council of State*) に任命された。最初に与えられた仕事は、1648 年国王チャールズの代理としてオーモンド伯によって、アイルランドのカトリック教徒とイングランドの間で結ばれた和平協定の問題点を指摘することだった。ミルトンは、協定締結までの経緯を示す文書に独自の論考を加え、『アイルランドの叛徒たちとの和平協定に関する考察』(*Observations upon the Articles of Peace with the Irish Rebels*, 1649) という論文を著わした。この中で、彼はアイルランド人民を宗教上の敵と痛罵し、彼らをイングランドへの忠誠から離脱させたものとして同協

定を告発して、共和派の行為を糾弾するベルファスト長老派の非難に答えた。アイルランド問題に関するミルトンのこの言説が、数カ月後、クロムウェルによる容赦のない反乱鎮圧を準備するものになったことは否めない。

国務会議がミルトンに委ねた次の仕事はもっと重要なもので、『国王の肖像』(*Eikon Basilike*)と呼ばれる文書が一般大衆の間に引き起こした影響を抑えるために、それに反論することだった。『国王の肖像』は、チャールズの著書として、埋葬の二日後に出回ったが、実際はエクセターの主教ジョン・ゴードン(Bishop John Gordon)が執筆したと考えられている。亡き国王が常に国民への愛情から国民の自由のために議会と闘い続けた殉教者であったかのような話を作り上げたその内容は、何世紀にもわたる愛国的かつ迷信的な王権崇拜という不可解な国民感情に訴え、他のいかなるパンフレットよりもイギリス国民の心理を的確につかんでいることを示していた。

ミルトンは『偶像破壊者』(*Eikonoklastes*)の中で、『国王の肖像』の理論的弱点を押さえつつ、各章ごとに論駁していった。国王の広大な私有地、専制的な主教制度、星室庁、高等弁務局(High Commission)、議会の一方的な解散、国王の私費の承認のために召集される議会、国王の拒否権による暴挙などを数え上げ、国王が「騒乱」('tumults')と名づけたものを、ミルトンは「国民の正当な不満の爆発と必然的な改革」と位置づけた。ミルトンの舌鋒は鋭かったが、知的で懐疑的な人々の心を捉えたに過ぎず、反駁しようのない説教壇から呼び掛ける死者の『国王の肖像』への批判としては弱かった。

(3)

『偶像破壊者』出版の翌年、ミルトンは今までの論争的な散文のなかで最も長い論稿を公けにした。1651年3月に出された『サルマシウスに答える、イングランド国民のための弁護論』(*Pro Populo Anglicano Defensio contra Claudii Anonymi, alias Salmasii, Defensionem Regiam*)という、ラテン語のパンフレットである。

フランスで逃亡生活を送っていたチャールズII世は、オランダ在住のフランスの学者クロード・サルマシウスを雇い、弑逆に反対したヨーロッパの知識人に訴える文書を作成させた。『国王チャールズI世のための弁護論』(*Defensio Regia pro Carolo I, 1649*)は、イギリス国内における『国王の肖像』ほど扇動的ではなかったが、国際関係の点で共和国の政策を理論的に揺るがす可能性がなくはなかった。サルマシウスほどの著名な学者の発言はその名前による影響力が大きく、他国の内政に関わって、イギリス国民に罪を自覚させようとする事自体配慮を欠いていた。国務会議は政治に干渉するこのような「毒に対

する解毒剤』（‘an antidote to the poison’）¹⁸ の提供を必要とし、その仕事をミルトンに課した。「最初から最後まで、サルマシウスの学識、金づくの動機、個人的な性格を口汚くののしり、人間としての、文法学者としての彼を貶めることが、彼の主張に反論する最良の手段であるかのような論調」を考えると、ミルトンの『イングランド国民のための弁護論』は、必ずしもすぐれた著述とは言い難い。また、サルマシウスの考えを一つずつ検討し批判しながら、ミルトン自身が自己の原則に基づいて理論を展開するには到っていない」と J. H. Hanford は評している。¹⁹ しかし、サルマシウスはヨーロッパ中に知られた碩学であったが、ミルトンの方は無名であり、名前ではなく知的な資力という武器を用いる以外にはなく、「相手の愚かさに応じる形で愚者に答える」という方法を取ったのである。

『イングランド国民のための弁護論』は、「国王は国民大衆に仕える公僕であり、徳性・思慮・叡智・勇氣において、他の誰よりもすぐれたキリスト教徒でなければならない。国王がこれらの資格を欠いていれば、廃位されなければならない」というミルトンの信念を初めて敷衍したパンフレットであり、残部議会の政策を力強く擁護している。その中で、「王権の歪曲は専制である」というアリストテレスの定義を借りて、「国王ではなく専制君主に対する憎悪から、君主の不当な支配に抵抗する一般的な権利が国民にある」という考えが述べられている。神の似姿に造られた人間は生まれながら自由であり、国民の権利と合意のもとに王権が成立するのであって、国民の意志・法・議会に反する君主制は抑圧的であり、かかる専制政治は廃止されなければならない——というのが主意である。

サルマシウスは、スウェーデンの女王クリスティナ（1626-89）の宮廷に集まる優れた文人たちのなかでも、とりわけ厚い待遇を受けていた。だが、ミルトンのパンフレットが宮廷に届けられると、女王は議論の内容だけでなく、小気味のいい文体に引かれるものを感じた。サルマシウスに対する揶揄は、彼女の気性に合っていたらしい。そのため、いまままで惜しみなく注がれていた彼に対する女王の好意が、目に見えて乏しくなってしまった。語気鋭く彼を非難するミルトンのことばが、宮廷人たちの口にも上るようになった。権威を振りかざす学者の困惑をことのほか楽しむ女王の態度に、配下の者たちが倣ったのである。やがて、進取の気性に富むクリスティナは、サルマシウスをなんの益するところもない寄食者で専制政治の鼓吹者とみなし、宮廷から退けるに到った。そこで、やむなく彼はライデン大学の元の職場に戻ったが、そこも居心地のいい場所ではなかった。オランダでは共和派が優勢を占め、イギリスとの友好を望むようになっていたからである。サルマシウスは反論を企てたが、その著書が1659年まで出版を禁じられたまま、彼は1663年に亡くなった。

一方、鷲ペンの闘士ミルトンは、長い間望んでいた名声を自分のものにした。だが、『イングランド国民のための弁護論』の執筆で酷使された彼の目は、1652年にはまったく見えなくなった。それでも彼はラテン語秘書官として、ホワイトホールの職務を継続し、「詩人・司祭・預言者」として、一層自己の内部に価値を求め、目がよく見えたときの経験に基づき、盲目の闇の中で想像力や記憶を喚起することに意を用いた。

ところが、1652年、『イングランド国民のための弁護論』を批判する、無視しがたい匿名の論文『イングランドの反逆者に対する報復を、天に向かって叫ぶ国王の血』(*Regii Sanguinis Clamor ad Coelum adversus Parricidas Anglicanos*) が現われた。この書の実際の著者はピーター・デュ・ムーラン (Peter Du Moulin) だったが、当時、オランダに在住のスコットランド系フランス人アレクサンダー・モア、もしくはモーラス (Alexander More / Morus) が出版に関わっている、と信じられた。

そこでミルトンは、これに対する駁論として、『イングランド国民のための第二弁護論』(*Pro Populo Anglicano Defensio Secunda*, 1654) を著わした。著者はいままでの自分の生涯と性格に対する個人攻撃に反駁するという論点を発展させ、両親のもとでの養育、学問に対する早期の熱情、ケンブリッジでの学業、イタリア旅行、これからの生活についての抱負など、自叙伝的な事実を記述している。そこから進んで、国家と自由の主題に移り、理想的な政治家としてクロムウェルを称揚しながら、権力を掌握した為政者の責任について警告を発している。「護国卿は国民に自由を与えれば、自分も自由の身になり得る。もし彼が専制者になれば、そのためにイングランド国民は奴隷状態に落ち込むが、誰もそれを望むものはいない。クロムウェルと鉄騎兵隊の自己規律により大義が達成され、さらにそれは国家に対する再生の活力を伸ばすものとして残った」と――。ミルトンはクロムウェルが理想的な政治家になるように説き勧めながら、その政敵を称えることにも多くのスペースを割いており、護国卿政権のイデオロギー的な後退について不安を抱いていたことは明らかである。

『第二弁護論』の矛先にさらされたモーラスは、それに抗するために『公的な信念』(*Fides Publica*, 1654)、次いで『補足』(*Supplementum*, 1655) を発表し弁明に努めた。これに対してミルトンも『第三弁護論』(1655) を著わし、論争は長期戦の様相を呈し始めた。が、「このような議論に携わるよりも、もっと高尚な仕事に専念したほうがよい」とミルトンに忠告する友人がいた。「自由の擁護よりも高尚で有益なものがあるとは思えません。けれども、モーラスのような者の論難がなくなり、健康が許せば、中断している快い仕事を再開しましょう」と彼は約束し、²⁰ 論戦は終息した。

散文時代のミルトンには、『イギリス史』(*The History of Britain*, writ., ca. 1646–66) や『キリスト教教義論』(*De Doctrina Christiana*, writ., 1640–73?)などの著述もある。が、クロムウェル死後の政局の低迷は学問的な著作への専念を妨げ、再び彼を論争的なパンフレットの執筆に向かわせた。彼は新しい護国卿リチャード・クロムウェルの就任に際して、教会政策の刷新を求めた。①国家の統治者が宗教的な信念に関して、世俗社会への強制力を行使すべきではない、②牧師の生計のために徴収される十分の一税は税金制度の悪用であり、個人的な会衆の自発的な献金に替えられるべきである——というのがミルトンの信念だった。これらについての最初のパンフレットが、『教会問題における世俗権力についての論文』(*A Treatise of Civil Power in Ecclesiastical Causes*, 1659)であり、国家と教会の完全な分離を主眼としている。新約聖書に記されている内的な法則を重視し、ミルトンは、カトリックを除くキリスト教のあらゆる信仰を許容すべきだという、ほぼ全面的な寛容論を主張したのである。

もう一つは、『教会から雇われ人を排除するための最も妥当な方法に関する考察』(*Considerations Touching the Likeliest Means to Remove Hirelings out of the Church*, 1659)である。①報酬目当ての聖職者の態度は、教会における最も忌まわしい害悪の一つである、②かかる金銭的な動機が、現行の法律上の制度によって助長されている——とミルトンは論じた。「聖職者は神のことばの布教者として聖職者の職務の遂行に真の報酬を見出し、わずかな俸給で満足するのが当然である。収入の道を絶たれていれば、ほんとうにその職にふさわしい人物だけが牧師になるだろう。」

1659年5月、リチャード・クロムウェルが辞任した後、スコットランドのマンク将軍が政権の空白を埋めるために、ロンドンに乗り込んできた。彼は国民大衆の感情を察知し、今までの動きと異なる舵取りを少しずつ進めていった。諸党派の混乱と争いに困惑していた国民は、「良き古き大義」に反するが、この狡猾で抜け目のない将軍の指導に従うのが望ましいという精神状態になっていた。長い間この国を支配してきた混乱と無秩序のおぞましい事態が続くよりも、王政復古はまだしも我慢できる害悪であり、国民感情は政治のこの古い形態に強い支持を示すようになっていたのである。

このころ、ロータ・クラブ(*The Rota Club*)が、ウエストミンスター、ニュー・パレス・ヤードのパブ「ターバン形の結び」で会合を持っていた。これは共和国政府の存続と発展を目的として始まった会員制の組織だった。会員たちは楕円形のテーブルを囲んで座った。中央が通路になっていて、酒場の主人マイルズはここを通過して、脳を活性化させる新しい飲み物、つまりコーヒーを彼らに供した。

30歳のシリアック・スキナーが議長、政治理論家ハリントン（James Harrington, 1611-77）が幹事を時々務めたのではないかと推察されている。1659年の会員は21名で、その中にはジョン・オーブリーもいた。彼らは理想的な国家や政治など、あらゆる問題について話し合い、今後の内政に関して戦争や武力による解決を求めるべきではないなどと意見を述べた。投票箱があり、会合の終わりに、会員たちはその日の議題について、賛否を決めるためにそれぞれ票を投じた。ミルトンが出席したかどうかは定かではないが、このグループとの接触があったようである。詩人の若い頃には、このような会合は弾圧され、フランスやイタリアにも存在しなかったが、このように自由な意見の交換ができるようになったのは、共和政の御蔭であろう。

1659年10月『ある友人への手紙』（*Letter to a Friend, Concerning the Ruptures of the Commonwealth*, 出版1698）が、草稿のまま手書きで回覧された。この中でミルトンは、ランバートとそのクーデターの試みに反対し、国務会議などに向けた提案をしている。彼は良心の自由に固執し、君主制復活への抗戦を望んでいる。しかしながら、マンク將軍は国教会の反対者や反長老派諸セクトを「狂信者」ときめつけ、ミルトンのこのパンフレットもその類のものともみなしたようである。

こうして、王政復古の計画が具体化される兆しが見え始める中で、『明白な英語』（*Plain English to his Excellency the Lord-General Monk and the Officers of his Army*, 1660）というパンフレットが、ロンドンで出版され販売された。これは論評家ニーダム（Marchamont Needham, 1620-78）とミルトンが共同で書いたのではないかと当時推測された文書であり、マンク將軍と軍政官たち、並びに「すべての不偏不党のイングランド人」に宛てられたものだった。結論代わりに、1647年の議会の声明が付けられていたが、そこには、国王との交渉を断念した経緯が記載されていた。このパンフレットには、イングランドの市民たちに「宗教的並びに世俗的な、高く購われた自由のための堅固な支持」を訴え、「良心をまどろませ、公的な利益を忘れて、群集とともに‘エジプト’に戻ろうとする者たち」を覚醒しようとする努力が見られた。これはチャールズI世弑逆を大胆にも称賛し、「共和派にとって、安全の点でも、良心・名誉の点でも、退却はあり得ない」と警告を与えて、国王の敵対者たちに過去の記憶を甦らせようとするものだった。

『明白な英語』は国務会議（Council of the State）およびロンドンの治安判事（magistrates）の双方に非難され、法的に規制された。しかし、このパンフレットは、ロンドンだけでなく、地方にも出回り広く読まれて、市民たちに警戒心や一部に騷擾のふんい気さえも引き起こした。

しかし、シティーの市民たちは、議員の選出を条件づけることで、延命を図ろうとする
残部議会に業を煮やしていた。ロンドンでは肉屋たちがランプ（牛の臀部肉）を公然と焼
いたが、それは王政復古を見越して象徴的にランプ議会の議員たちを「火あぶり」にする
行為だった。「ストランド橋で一眺めすると、31の炎が見えた。キング街では7つか8つ
だった。その辺り一帯で、ランプ肉を焼いたり焙ったりして、飲み騒いでいた。ランプ肉
が棒に結わえられ、上を下への大騒ぎだった。ストランドのメイ・ポール街の肉屋たちは、
ランプ肉を火責めにするとき、肉包丁を大袈裟に鳴り響かせた。……いやはや、事態の重
大なこと、突然なことといったら、想像を絶するほどだった」とサミュエル・ピープスは、
2月11日の日記に書いている。²¹

(4)

ロンドンを取り巻く上のような情勢のなかで、ミルトンはそれによって引き起こされる
結果の深刻さを気遣った。そこで、彼は君主制への復帰を阻止し、王政復古がいかに危険
であるかについて憂慮せずにはいられなかった。マンク将軍に宛てた論文『自由共和国建
設捷徑論』(*The Readie and Easie Way to Establish a Free Commonwealth*)は、1660年2
月もしくは3月に出版された。まず、筆者は共和国建設へ到った経緯を振り返り、チャ
ールズ二世の復位が、いままでに勝ち取ったものの放棄になること、そのため今後どんな
害悪が引き起こされるかなどについて論じている。また、彼の提案では、注意深く選ばれ
た代表者で終身在職権を持つ統治の最高権力は、「大評議会」もしくは「一般評議会」(‘a
Grand or General Council’)と呼ばれる「中央議会」に与えられるべきである。そのよう
な組織の方が、任期制で継承される議会よりも、もっと効果的に最良の人々による安定し
た政府を提供する、とミルトンは考えた。ハリントンおよびロータ・クラブの彼の仲間の
見解に譲歩して、ミルトンは毎年、議員の数名が引退し、(評議会によって)選ばれた他
の議員がその空席を補充するという、部分的な交替の原則を不承不承認めた。さらに、一
般評議会によって選ばれた首脳部の小評議会、および地方行政について完全な自治権を持
つ、各州の地方議会が中央政府を支える。「ミルトンの計画は、オランダ政府、および護
国卿による、貴族政治を伴うプラトンの理想的な共和国などを部分的に取り入れたもので
ある」と言える。²²

良心の自由と改革の中断という、旧来の主題が議論の根底にあり、ここには終身制議員
による永続的な議会と最も有能な人々の中央議会という構想が見られる。これは、王政復
古の足固めをしていたマンク将軍の計画に真っ向から反対するものであり、革命の達成し

たものが破滅の危機に瀕しているなかで、政治的自由についての証言を遺そうとするものだった。ロンドンでは、チャールズ二世を迎えるための準備が着実に進行していることを知りながら、スチュアート朝を辛辣に批判するためにはかなりの勇気を必要としたはずである。

『自由共和国建設捷徑論』は多くの人々の間で読まれたが、国王派を支持する陣営からの非難を呼び起こした。その一つが、同書に批判的な『ロータ・クラブの譴責』(The Censure of the Rota upon . . . The Ready and Easie Way to Establish a Free Commonwealth, 30 March 1660?) である。16頁からなるこの匿名のパンフレットは、クラブの会合でミルトンの著書について論じた内容の報告を基に、ハリントンが著述したかのように装っているが、ミルトンだけでなくハリントン自身の政治的な構想への風刺を含んでおり、誰が書いたのかは不明である。

このパンフレットは、ミルトンの思想的な陥穽を巧みに衝いている。①共和政における強権にもかかわらず、自由は共和政にのみあって王政にはないという、自由に関する二重基準、②論理の展開がなく、レトリックが過剰、③神による自己正当化——などを指摘し、次のように批判している。

「ミルトンはいつも一般的なもの——欺瞞と追従の領域について喋々し、単独者の統治には奴隷制以外の何ものもなく、多数者による政治には自由のみがあると論じる。……そして彼は国民に権力を与える振りをしながら、実際には、その計画は一時代に一度だけ、永続的な中央議会を選出する機会を与えるものでしかない。……『自由共和国建設捷徑論』の著者は、市民的な自由が法律と法令を、個人の意志への服従によって達成されると規定している。その不可避的な結果は、無政府状態だ。すべての国民を主権者にするためには、君主制が共和政の役割を果たすように、国王の関与を要請する。政治において国王が務め得る役割があるに違いない。」²³

新しく選出された議会が、投票で王政復古を決定する1カ月足らず前の4月に、ミルトンは『自由共和国建設捷徑論』の増補版を出版した。この再版では、実現不可能な宗教的自由に関する箇所を削除して、終身制の中央議会の有効性を強調するページを増やし、共和政のための最後の訴えを試みた。これは構想し得る「理想的な」自由共和国についての提唱ではなく、即時 (ready) かつ容易 (easy) に実行できることに焦点を置いた、とされる。²⁴

従来の議会制度はあまりにも不安定であり、経験豊かな立法の担当者を確保できない。そこでミルトンは、民主的な議会や代議制度よりも、安定性と永続性を重視して、終身制

議会を提唱したのだった。しかし、共和政がなだれを打って崩壊していくなかでの勧告であり、「長恨」の思いを述べたものだとみなされている。²⁵ が、単なる悲しみや嘆きの表白ではない。いままで国王派に立ち向かい、積極的に政治機構に関与してきたが、時代の彩りと匂いとしてそれが終末を迎える兆候が現われた。この時点で、ミルトンは、共和政がどのような結果に逢着し、どのような展望を持っているかについて考えて、政治の力学のなかで王政復古を妨げる可能性をさぐろうとした。「ミルトンは、世襲的君主制の復興に抗うために、衰弱していく共和国の指導者たちを結束させる共和派的なレトリックの形成を自分の主要な任務だと考えた」と、Andrew Barnaby は言っている。²⁶

Nigel Smith によれば、ミルトンの論文では「民主政治の構想が退いているが、共和政の擁護では一貫しており、マキアヴェリ的な視点のもとに、政治の現実のなかでの世俗的な自由の可能性が論じられている」という。古代ギリシャ・ローマにおける共和政の自由に相応するような国家が唱導されており、かかる理想的な共和国を実現する主体は軍隊と市民であるが、市民は「行動的な美德と勤勉」に依存し続けることが必要とされる。①教育が良心の自由と結びついており、交替制議会にまさる[議会形態の模索のなかで]解決策として「教育」が恣意的に提案されている。②軍隊がかなり大きな権限を持ち、神慮の力を持つマキアヴェリ的な武装せる市民、と考えられている。軍隊に依存することは、民主制を弱めるが、自由共和国における自由を弱体化することにはならない。世俗的な君主制の否定は、抽象化された「軍隊の精神と認可」への理念化された信頼と結びついている。ミルトンのヴィジョンのなかの軍隊の精神は、彼のレトリックによって示されるエートスと一致する抽象的な意志なのである。「不滅」における持続が共和政の目的であり、マキアヴェリ的な思考だが、君主を取り除いた君主制でもある。中央議会は美德に充填された愛国者たちの集まりであり、個々の構成員の死は、この美德の集合的な貯蔵庫を陥没させることなく、その蓄えは常に補充され存続する。看過できないのは千年王国思想であり、終身制議会における美德の蓄えはキリストの再臨という視野のなかで提示されており、この聖書の理念化が論文の統合的な要素の一つになっている。²⁷

『自由共和国建設捷徑論』の増補・再版では、明らかにミルトンは共和主義的な色彩を弱めている。再版では、長期議会召集後の議会の抵抗の過程についての論述があるが、ここでは古代ギリシャ・ローマのモデルとの類似や自由な雄弁の役割が抑えられ、古代の上院議会が過剰な自由のために破滅したとされる。初版に表面化していた護国卿についての疑念は割愛された。しかし、チャールズ I 世と主教たちとの間での取引きによる議会への失望が述べられ、君主制の再導入の弊害を強調している。この意味で再版は、共和主義的

な美德の本質を軍隊、すなわち改革の真の力に位置づける初版の理論を支持している——とスミスは、『自由共和国建設捷徑論』について批評している。²⁸

(5)

1660年3月16日長期議会は自由選挙の布告を出し、混乱もなく解散した。国王派の道化たちは鈴を鳴らし、ブラダー（棍棒状にふくらました袋）をたたいて、「良き古き大義」を嘲けりはやし立てた。ミルトンについては、タリバン刑場送りになったとき、手押し車で護送されることもあり得る、などという者もいた。「つむじ曲がりな性格だから、ことによると彼は荷車よりもその方を望むかもしれない」などと、口さがないロンドン子たちは、早くも詩人の逮捕が間近に迫っているかのように噂し合うのだった。

4月チャールズ二世はオランダ南部の都市ブレダで、声明書を本国の仮議会に送り、5月1日これが同議会によって承認された。「この王国古来の基本的な法律によれば、政治は国王、貴族院、庶民院によって行われており、また行われるべきものなのである」との声明が出された。こうしてマンク將軍、国王派、国王寄りの長老派たちによる仕事は成し遂げられた。この歴史的な転換は、国民大衆が求めていたものでもあった。「イングランドにとって、長い年月の中で、これほど幸せな5月1日^{メーデー}はない」とピープスは、5月2日の日記に喜びを記した。²⁹

5月29日、国王は30歳の誕生日を迎えたその日に、ロンドンに凱旋行進し、王政復古が成立した。「2万人を越す騎兵・歩兵が刀剣を誇らかに掲げ、ことばにならぬ歓声を挙げていた。道には花が撒き散らされ、鐘が鳴り響いて、通りにはタペストリーが懸けられ、噴水からはぶどう酒が流れていた。……窓やバルコニーには貴婦人たち、トランペット、音楽が配置され、無数の人々が鈴なりになっていた」と日記作者イーヴリンは、その時のカーニバル的な光景を伝えている。「シティーを通り過ぎるのに、一行は、午後2時から夜9時まで、7時間もかかった。わたしはストランド街に立ち、これを見て神を祝福した。これらすべてが一滴の血を流すことなく、国王に対して反逆したまさしくその軍隊によって成し遂げられた。これは主の御業、そして我々の目において驚くべきこと^{ミラービレ・イン・オクリス・ノストリス}だった。というのも、バビロン捕囚のユダヤびとの帰還以来、古代と現代のいかなる歴史においても、このような復帰については聞いたことがない。これほど喜ばしく輝かしい日が、これまでわが国に見られたことはなかった。これがいつ起きるか、これをいつ引き起こせるかについては、いかなる人間の政治的な配慮も超えていた。」³⁰

一方、ミルトンにとって、これはいままで携わってきた営為が、瓦礫のように音を立て

て潰え去ることにほかならない。今後は国王のことは、国家の法律、議会の決定——これらに基づいて政治が行われることになる。ミルトンは、これ以上のこと——道徳的に正しいすべての市民たちの個人的な主権、自然法の遵守、家庭・教会・政治における穏当な自由の至高性などを思い描いていた……。しかし、身の危険が迫っていた。スミスフィールドからセント・バーソロミューズに向かうアーチのなかに、バーソロミュー・クロース (Bartholomew Close) がある。ここにミルトンは隠れ住むことになった。

6月議会は、ミルトンの拘束、並びに彼の著書2点——『イングランド国民のための第一弁護論』、『偶像破壊者』の焚書についての指示を法務長官に伝えた。『正義の妨害者たち』(*The Obstructors of Justice*, 1649)の著者で、アルミニウス派の牧師ジョン・ゴドウィン (John Godwin) も同罪だった。しかし、両者が逃亡してしまい、目立った行動もないとの理由で、彼らを法廷の場に引きずり出すための努力はなされなかった。8月29日「恩赦令」(*The Act of Free and General Pardon, Indemnity and Oblivion*) が公布された。恩赦の中に含まれない、死刑に定められたリストのなかに、ミルトンの名前はなかったので、ひとまず不吉な未来は遠のいたかに見えた。胸を撫で下ろし、その後まもなく、彼はレッド・ライオン・フィールズ近くのホルボーン (Holborn) の家に移り住んだ。だが、身の安全が保証されていたわけではなく、11月彼は議会の守衛官ジェームズ・ノーフォークにとつぜん逮捕され、ゲートハウスのウェストミンスターに収容された。12月15日、150ポンドの保釈金を払って釈放されることになったが、ミルトンはその金額の高いことに苦情を言い、減額のためにマーヴェルが奔走したとされる。

非難や攻撃が止むことはなかったが、彼はいまや自由の身となった。そこで、こんどはオールダズ・ゲイトの北、セント・ジャイルズ・クリプルゲイト教区内の、レッド・クロス通りに近い、ジェウイン通り (Jewin Street) の家に引っ越した。ようやくここに定住して、友人たちを迎えながら『失樂園』を書き継いだと考えられる。こうして彼は国家に仕える望みをすべて断念し、パンフレットによる政治的な闘いを止めた。そして、個人的な権利として確保された私生活のなかに退いて、平穏な日々を送りながら、すでに着手していた叙事詩の完成を目指した。

王政復古後、ミルトンはラテン語秘書官としての仕事に再び就くこともできたようである。というのも、「当局からこのような打診があったが、彼はそれを断った」と伝記作者ジョナサン・リチャードソンやトマス・ニュートンが書いているからである。三人目の妻エリザベスは彼にその承諾を勧めたが、「お前がほかの貴婦人たちのように馬車に乗るのはよいが、わたしとしては誠実な人間として生き、かつ死ぬことを自分の目的としたい」

と彼は答えたという。³¹

結 語

『アレオパジティカ』の市民的な楽観主義はミルトンの共和主義が最高潮に達したことを示し、市民生活に関するそれ以後の著作は、共和派的な理想に対して、当初弁護的、次に抑圧的、そしてさらに敗北主義的な反応を示している、と論じることができよう」と Nigel Smith は言う。³² また、Kevin Gilmartin は述べている。『自由共和国建設捷徑論』は、ミルトンが偶像破壊者から伝統墨守者に転じたことを示している、³³ 「彼は初期の散文ではあらゆる試練を経験する方がよいと言っていたが、1660年までに政権の不安定な状態に嫌気がさしていた」、³⁴ そして「革命的な激動よりも、安定と繁栄を求めるようになった」、³⁵ 彼は「人間的な社会・政治の経験についての進歩的な確信を放棄し、イギリスの政治を止めようとしている。」³⁶

専制政治に敵対して遂行された革命の結実である政治体制が変質し、市民大衆を抑圧する反動的な行政機関に転じたのだとすれば、また、王政復古が「革命的な激動」だとすれば、上のような批評が当てはまるであろう。しかし、王政復古が目前に迫るなかで、再び権力が一点に集中するのを阻止しようとして、共和政擁護の主張を展開することは「敗北主義」ではないであろう。国王派やその同調者たちがイギリス革命の経験を埋没させ、旧秩序の回復を企んでいるなかで、共和主義の原則に即して、そのような風潮に対峙することは「進歩的な確信」を放棄することではなく、むしろそれを貫徹させる行為である。ミルトンは革命の一時的な退化や膠着に直面しながら、そこで直ちに君主制に戻るのではなく、共和政の政治制度を保持しながら、そのなかで解決策を見出す方が理性的だ、と考えたであろう。彼にとってたいせつなことは、国王を求める熱狂の渦の中で自己を見失い、理性の籠をはずしてしまうのではなく、それを引き締め直すことだった。

『失樂園』のアダムはイーブが墮落したこと知った後、家長としての責任を果たすための強い意志を失い、女房孝行のためにイーブのこぼに同調して妻と共に墮落した。いま国民は疲弊し、父権的な統率者としての国王を求めている。大衆が自分を自分で統御する男性原理を貫くのではなく、従属的な地位に甘んじる女性原理を志向しているとき、ミルトンは光り輝くイングランドを再建するために、方向感覚を間違っはいけないと思い、大衆に追随することなく、王政復古に反対する意志を明確にした。彼は男の理性が、女的な魅力によって惑わされるように、国家の支配機構が女性的な属性によって統制の取

れない混乱に陥ることを恐れた。このような恐怖に対処しつつ、その超克としての共和政擁護を表明することが神の律法や自然の法則に合致するだけでなく、自律的な市民の自由を確保するために必要な社会的責務である、と彼は信じたに違いない。

注

1. Christopher Hill, *The English Revolution 1640, An Essay* (London: Lawrence & Wishart, 1940; 1979).
2. E. W. Ives, *The English Revolution 1600 – 1660* (1968; New York: Harper & Row, 1971).
3. Christopher Hill, *Milton and the English Revolution* (London: Faber and Faber, 1977), p. 3: ‘He was a radical Protestant heretic.’
4. Austin Woolrych, ‘Political theory and political practice,’ *The Age of Milton: Backgrounds to Seventeenth-century Literature*, ed. C. A. Patrides and R. B. Waddington (Manchester: Manchester Univ. Press, 1980), p. 67.
5. Andrew Milner, *John Milton and the English Revolution: A Study in the Sociology of Literature* (London: Macmillan, 1981), pp. 195–209 より要約引用。
6. John T. Shawcross, *John Milton: The Self and the World* (Lexington, Kentucky: The Univ. Press of Kentucky, 1993), p. 238.
7. Don M. Wolfe, *Milton in the Puritan Revolution* (New York: Thomas Nelson and Sons, 1941), pp. 2–52 参照。
8. Lawrence Stone, *Social Change and Revolution in England 1540 – 1640* (London: Longman, 1965; 1966), pp. 63–65.
9. Maurice Ashley, *England in the Seventeenth Century* (Harmondsworth: Penguin Books, 1952; 1975), p. 77.
10. Austin Woolrych, ‘The English Revolution: an introduction,’ *The English Revolution*, ed. Ives, p. 16.
11. *ibid.*, p. 30.
12. *ibid.*, pp. 30–31.
13. Ella Miller et al., ed. *Forest Hill Village Book* (Oxford: Hallithe Printer, 1933). 「ショットオヴァーは山林が切り開かれた後、教区となって、1882年フォレスト・ヒルに合体した。」(p. 16)
14. このマナー・ハウスは、内乱のために略奪されたり、荒らされたりした。「2番目の子どもが生まれた後、メアリとミルトンは夏をフォレスト・ヒルで過ごした。あまりにも変わり果てた様子を見て、メアリは二度と来たくないと言った。その後、屋敷はさらに荒廃が進んだが、1854年まで残っていて、同年、取り壊された。」(*ibid.*, p. 12)
15. この教会には、メアリが生まれた後、1625年1月28日、受洗したという記録が残っている(*ibid.*, p. 8)。しかし、「奇妙なことには、教会の記録簿のなかに、(メアリとミルトンの)結婚式の記載がない。」(p. 12)
16. Shawcross, pp. 215–16.
17. A. N. Wilson, *The Life of John Milton* (Oxford: Oxford Univ. Press, 1983; 1984), p. 113.
18. William Carpenter, *The Life and Times of John Milton* (London: Johnson Printer, 1836), p. 99.

19. James Holly Hanford, *A Milton Handbook* (New York: F. S. Crofts, 1929), p. 83.
20. Dora Neill Raymond, *Oliver's Secretary: John Milton in an Era of Revolt* (New York: Minton, Balch, 1932), pp. 182-83.
21. Robert Latham and William Matthews, ed., *The Diary of Samuel Pepys, Vol. I · 1660* (Berkeley: Univ. of California Press, 1970), p. 52.
22. Hanford, pp. 98-99.
23. Raymond, 213-14.
24. John T. Shawcross, 'The Life of Milton,' *The Cambridge Companion to Milton*, ed. Dennis Danielson (Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1989), p. 15.
25. Nigel Smith, *Literature and Revolution in England, 1640-1660* (New Haven: Yale Univ. Press, 1994), p. 193.
26. Andrew Barnaby, 'Machiavellian Hypotheses: Republican Settlement and the Question of Empire in Milton's *Readie and Easie Way*,' *CLIO: an interdisciplinary journal of literature, history and the philosophy of history*, Vol. 19, No. 3 (1990), p. 255.
27. Smith, pp. 193-94.
28. *ibid.*, p. 195.
29. *The Diary*, p. 122: '...which will be remembered for the happiest May-day that hath been many a year to England.'
30. E. S. De Beer, ed. *The Diary of John Evelyn* (London: Oxford Univ. Press, 1959), p. 406.
31. Jonathan Richardson, 'The Life of Milton, and a Discourse on *Paradise Lost*' (1734) in *The Early Lives of Milton* (London: Constable & Co., 1932), ed. Helen Darbishire, p. 280; Thomas Newton, 'The Life of Milton,' *Paradise Lost. A Poem in Twelve Books. The Author: John Milton*. (London: J. and R. Tonson and S. Draper, 1749), p. xxxiv.
32. Smith, p. 189.
33. Kevin Gilmartin, 'History and Reform in Milton's *Readie and Easie Way*,' *Milton Studies*, XXIV, ed. James D. Simmonds (Pittsburgh: Univ. of Pittsburgh Press, 1989), p. 19.
34. *ibid.*, p. 22.
35. *ibid.*, p. 31.
36. *ibid.*, p. 38.

† 注に挙げたもの以外に、下記の文献を参照した。

- Barker, Arthur E. *Milton and the Puritan Dilemma 1641-1660*. Toronto: Univ. of Toronto Press, 1942; 1976.
- Levi, Peter. *Eden Renewed: The Public and Private Life of John Milton*. London: Macmillan, 1996.
- Masson, David. *The Life of John Milton: Narrated in Connexion with the Political, Ecclesiastical, and Literary History of his Time*. 7 vols. 1881-94; Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1965.
- Parker, William Riley. *Milton: A Biography*. 2 vols. Oxford: Clarendon Press, 1968; 1969.